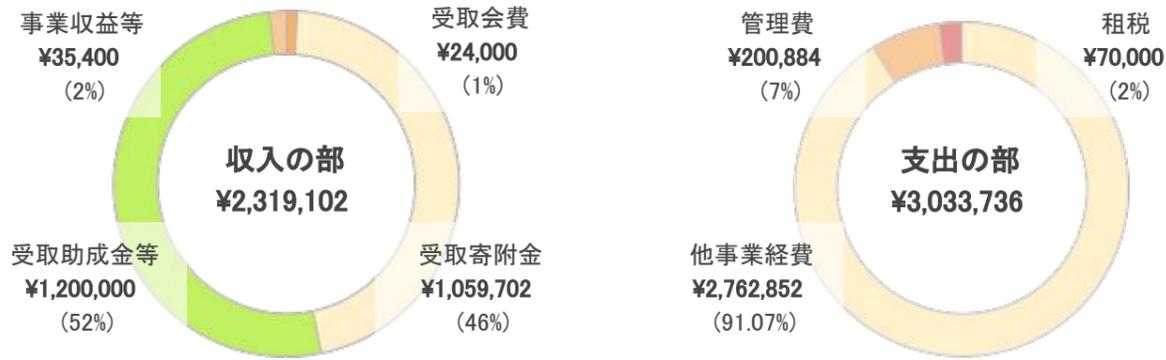


第8期 会計報告 (自 2024年7月 至 2025年6月)

寄付会員数: 99名 (2025年6月現在)



Spring SNSにて情報配信中!

- HP: <http://spring-voice.org/>
- Facebook: @spring20170707
- Instagram: spring_onevoice
- Twitter: @harukoi2020
- X: @spring_onevoice

- メルマガ「すぶだより」
- 第2・第4火曜日に配信中!
- 読者登録はコチラ ⇒



Spring ドキュメンタリー動画
「性被害者の声は届く
イエス・ミーンズ・イエスの未来へ」
ご視聴はコチラ ⇒



ご支援のお願い

私たちSpringの活動は、この問題に関心を寄せる多くの方のご寄付によって支えられています。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

クレジットカードによる寄付

- 継続的なご寄付
- <https://pne.club/spring>



- 今回のみのご寄付
- <https://syncable.biz/associate/spring0707/>



支援方法の詳細は
こちら(HP)

ゆうちょ振込による寄付

- 【口座記号】00260-3
- 【口座番号】138876
- 【口座名】一般社団法人Spring



※ 通信欄に「お名前・ご連絡先(ご住所・お電話番号・メールアドレス)」をご記入ください。
Springのメルマガ『すぶだより』をお送りいたします。



一般社団法人 Spring ~ 性被害当事者が生きやすい社会へ ~
〒102-0093
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階



第8期 Spring 活動報告書

2024年7月 ~ 2025年6月

私たち一般社団法人 Spring は、性被害当事者が生きやすい社会の実現を目指す当事者等を中心とした団体です。
性被害の実態に即した刑法性犯罪の改正を目指して、アドボカシー活動をしています。
性被害を受けた人がフリーズ(凍りつき)から動き始め、人生の冬を過ごしているすべての人の心に春がくるよう願いを込めて、2017年7月7日に設立しました。

2025年4月、SpringはNPO法人ぱっぷす・メディア関係者3名とともに、視察調査のため韓国:ソウルを訪問しました。

なぜ韓国へ...?

韓国では2011年、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法(性暴力処罰法)」が改正され、13歳未満の児童および身体的・精神的障害のある人に対する性暴力犯罪については、公訴時効が適用除外(事実上廃止)されました。

視察の目的は...

同じ文化的背景を持つ東アジア圏の性犯罪規定(刑法および特別法)の法整備や運用に関する調査・研究を行い、現行の日本の刑法性犯罪規定および性犯罪に関する特別法に内在する課題を明らかにすること。

具体的には...

- ① 公訴時効撤廃、停止・延長についての意見交換
- ② 「性的同意」の考え方は社会に広がっているのか?
- ③ デジタル性暴力への対応と課題は?



4月14日 韓国性暴力相談所の皆さまと

※本視察・イベント開催・白書発行は、JSPN/公益財団法人ジョイセフの支援をうけて実施しました。



4月15日 韓国視察・国会討論会にて、韓国の国会議員やアクティビストらと

白書発行しました!

東アジア性犯罪法比較白書

— 韓国・台湾・香港・日本の制度の課題とこれからの展望

¥600 (税込・送料無料)

頁数: 106ページ

発行: 一般社団法人Spring

ご注文はコチラ ⇒



本白書は、韓国・台湾・香港・日本の4地域を対象として、「性犯罪の公訴時効」「性的同意とYes Means Yes型規定」「デジタル性暴力規制」この三つのテーマを軸に、多角的に比較・分析したものです。
今後の制度改善のための基礎資料となることを目指しました。



性被害当事者が生きやすい社会の実現のため Springが今後取り組んでいくこと

最新情報は
こちら(HP)⇒



2023年に「不同意性交等罪」をはじめ性犯罪に関する改正刑法が実現し、新たな時代の一步を踏み出しました。しかし、性被害当事者の実態に即した刑法の実現には、まだ道半ばと言わなければなりません。Springは現在、これらの問題に対して様々なアドボカシー活動を行っています。

1 改正刑法の運用の注視

不同意性交等罪について、加害者が適切に処罰される運用になっているのか注視していきます。

2 Yes Means Yes 型にむけて「性的同意」を社会通念にする

「性的同意」の理解を司法にも広げます。

3 公訴時効のさらなる見直しを求める

被害の申告が困難な方についての実態調査を国に求めます。

4 トラウマ治療体制の拡充・啓発

全国どこにいても十分な支援とケアが受けられる社会を目指します。

【ロビイング(面談)実績】

国会会期中*延べ 35名以上の国会議員の皆様と面談を実施

- *第214回(臨時会) 2024/10/1~10/9、
- 第215回(特別会) 2024/11/11~11/14、
- 第216回(臨時会) 2024/11/28~12/24、
- 第217回(常会) 2025/1/24~6/22、

市民と行政の連携で築いてゆく 性被害当事者の生きやすい社会

●7月18日

子ども家庭庁の加藤大臣と面会し、オンライン署名「日本版DBSの対象に下着窃盗やストーカーを含めてください!」37,127筆を#なんでないのプロジェクト 代表 福田和子さん NPO法人mimosas代表副理事みたらし加奈さん 国際NGOジョイセフ ILADY アクティビスト 一般社団法人Springの4者で提出

●7月25日

法務省刑事局へ”改正刑法の附則20条2項”に盛り込まれた「性的な被害を申告することの困難さ」の調査実施に向けた要望書を提出、記者会見を実施



●10月30日

警察庁 刑事局捜査第一課、生活安全局 生活安全企画課 意見交換会に出席
法務省刑事局 意見交換会に出席



●11月19日

院内集会「海外の取り組みから学ぶ・子どもへの性暴力防止の動き」を6団体と共催

●12月4日

自民党「1is2many!(ワンツー議連)性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟」総会に出席

●1月10日

鈴木馨祐法務大臣へ、刑法改正市民プロジェクトとして「性犯罪規定に関する改正刑法の適切な運用実施を求める要請」を提出、取材を受ける

●3月5日

自民党「1is2many!(ワンツー議連)性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟」総会に出席

●5月20日

超党派ママパパ議員連盟総会に出席

「性的同意」を日本社会に広めよう 2024年7月JSPN発足

*Japan SRHR Promotion Network (JSPN、ジャズプン)
「誰もが自分と他者の心と身体を尊重し、自分らしく生きられる社会」を目指し、2024年7月に発足。
主にSRHR(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ :性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発活動を行なう。

●6月10日

#なんでないのプロジェクト主催 第10回 院内勉強会
「～誰一人取り残さないSRHR実現のために～緊急避妊薬の薬局試験販売の課題と展望を考える」リレートーク登壇

●7月17日

認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ主催ウェビナー
「刑法性犯罪規定改正から1年:性的同意が尊重される社会に向けて」リレートーク参加

●8月3日

NPO法人まちぼっとソーシャル・ジャスティス基金主催
第87回アドボカシーカフェ「ジェンダー平等と包括的性教育～自分の人生を自己決定する力を育む学びを広げるために～」オンライン登壇

●9月27日

公益財団法人ジョイセフ、JSPN 共催
「SRHRスタンディングアクション 2024 ～MY BODY MY CHOICE・私のからだは私のもの!～」開催



●10月26日

NPO法人デートDV防止全国ネットワーク主催
デートDV予防教育連続講座
「～性的同意が当たり前になる社会を目指して～
第4回 当事者の声動かした刑法改正
～経緯とこれからの課題を考える～」登壇

国際社会と連携し 各国の取り組みから学ぶ

●7月16日

オランダ王国大使館「性教育を通して性暴力を防ぐ」
パネルディスカッション出席

●12月3日

駐日英国大使館主催「クリスマス・レセプション」出席

●12月7日

韓国判事団:意見交換会

●1月28日

ノルウェー大使館:公訴時効等に関する意見交換

●2月4日

フィンランドのNGO団体プロテクト・チルドレン主催
「プロジェクト 2KNOW(Project 2KNOW)」
ファイナルカンファレンス出席

●3月27日

駐日英国大使館主催「観桜会」出席

●4月13日～16日

韓国・ソウル現地視察:タクティンネイル、
アハ! 青少年性文化センター、韓国性暴力相談所、
韓国サイバー性暴力対応センター
法律家との懇談会、国会討論会登壇

●4月22日、23日

「AVPN北東アジアサミット2025」
ネットワーキング及びカンファレンス出席
*AVPN: 社会課題の解決を目指すアジア最大のネットワーク

●5月23日

台湾 勵馨基金會 訪問
*勵馨基金會(The Garden of Hope Foundation):
1988年設立の女性支援団体

当事者の声を直接届けたい 各地での講義・講演

●7月7日

認定NPO法人ゆいネット北海道
2024年度SANE養成講座にて講義

●9月21日

東京大学大学院経済学研究科「性暴力被害とはなにか
～刑法性犯罪の大幅改正と私たちの今～」講演

●10月18日

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク・日本被害者学会
・公益財団法人犯罪被害救援基金・警察庁 主催
全国犯罪被害者支援フォーラム2024
「男児・男性の性暴力被害」講演

●11月7日

香港大学法学部平等権プロジェクト「日本の性犯罪法と被害者による法改正アドボカシー」講義

●11月21日

信濃毎日新聞社勉強会
「刑法改正の内容と今後の課題、性被害の実態調査によってみてきたもの、マスコミ報道に期待する事・二次被害を防ぐには」講義



●2月13日

警察庁主催「第9回子供の性被害防止セミナー」出席

●3月8日

高知県 こうち男女共同参画センター・ソーレ
こうち被害者支援センター 主催
令和6年度 犯罪被害者支援・女性の人権講演会
「当事者の声が届いた刑法改正と残された課題
～性暴力被害者の心に春がくるように～」講演

性暴力被害サポートセンターこうち・CORAL CALL
視察訪問